

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

規則

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たるときは、その翌日)

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十六年一月二十三日

鳥取県知事 平林鴻三

鳥取県規則第三号

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

◆規則 鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

◆告示 保険医の登録

豚等の移入の禁止
土地改良事業計画の変更の適否の決定

土地改良事業計画の変更の適否の決定

鳥取県手数料徴収規則(昭和三十一年一月鳥取県規則第一号)の一部を
次のように改正する。

別表第一号中「三千円」を「三千五百円」に改め、同表第三十八号の二
の次に次の六号を加える。

三十八の三 建築物清掃業者登録手数料

三十八の四 建築物空気環境測定業者登録手数料

三十八の五 建築物飲料水水質検査業者登録手数料

三十八の六 建築物飲料水貯水槽清掃業者登録手数料

三十八の七 建築物ねずみこん虫等防除業者登録手数料

三十八の八 建築物環境衛生一般管理業者登録手数料

別表第八十号の二中「二万円」を「四万円」に改め、同表第八十号の三
中「一万五千円」を「三万七千円」に改め、同表第一百五十四号中「三千円」
を「三千三百円」に改め、同表第一百五十五号中「五百円」を「六百円」に

開発行為に関する工事の完了
基本測量の終了
開発行為に関する工事の完了
選舉管理委員会の招集
◆選管告示
選舉管理委員会の招集
◆教委告示
教育委員会の招集

(第三種郵便物認可) 昭和56年1月23日 金曜日

鳥取県公報

改め、同表第百五十六号中「三万円」を「三万三千円」に改め、同表第百五十七号中「五百円」を「六百円」に改め、同号の次に次の二号を加える。

百五十七の二 米穀類特別販売業者登録手数料

五万円

百五十七の三 米穀類特別販売業者登録票書換え交付手数料 六百円

別表第百五十八号中「千円」を「千二百円」に改め、同表第百五十九号中「二百円」を「二百五十円」に改め、同表第六十号中「三千円」を「三千六百円」に改め、同表第百六十号中「五百円」を「六百円」に改め、同表第百六十二号の二中「八百円」を「千円」に改め、同表第六十三号中「五百円」を「六百円」に改め、同表第百六十三号の五中「三千五百円」を「三千円」に改め、同表第六十三号の六中「四千円」を「五千円」に改め、同表第六十三号の八中「千円」を「千二百円」に改め、

同表第百八十八号の二から第百九十三号の三までの規定中「六万円」を「八万円」に改め、同表第百九十三号の四中「三万円」を「八万円」に改め、同号の次に次の二号を加える。

附 則

この規則は、昭和五十六年二月一日から施行する。

告 示

鳥取県告示第五十三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に

鳥取県告示第五十五号

昭和五十五年十月六日付けで佐陀川右岸土地改良区から申請のあつた土

都八丈町の区域

鳥取県知事 平 林 鴻 三

昭和五十六年一月二十三日

鳥取県告示第五十四号

豚コレラ予防に関する規則（昭和二十六年七月鳥取県規則第四十五号）第一条の規定に基づき、豚、その死体又は豚コレラの病原体をひろげるおそれがある物品の移入を禁止する区域を次のとおり指定する。

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
林 原 博	鳥医第二、五七三号	昭和五十五年十二月二十三日

昭和五十六年一月二十三日

基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和56年1月23日 金曜日

鳥取県公報

地改良（泉地区ほ場整備）事業計画の変更については、審査の結果その計画を適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年一月二十三日

鳥取県知事 平 鴻 三

一 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間
昭和五十六年一月二十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所
日野町役場

四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

三 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間
昭和五十六年一月二十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所
米子市役所、淀江町役場及び米子市尾高一七五九の一一番地佐陀川右岸
土地改良区事務所

四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五十六号

昭和五十五年十一月二十八日付けで日野町から申請のあつた土地改良（

久住地区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において、

て準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年一月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間
昭和五十六年一月二十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所
日野町役場

四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第一百十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があるので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十六年一月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

(第三種郵便物認可)

昭和56年1月23日 金曜日

鳥取県公報

土地改良事業の名称	工事完了年月日	届出者
茶屋・笠木(鉄穴内)地区ほ場整備事業 茶屋・笠木(雨坪)地区ほ場整備事業	昭和五十四年十一月三十日 昭和五十五年三月十七日	日南町
	"	

鳥取県告示第五十八号

測量法(昭和二十四年法律第二百八十八号)第十四条第二項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終わつた旨の通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十六年一月二十三日

鳥取県知事 平 鴻 三

- 一 作業種類 基本測量(一等磁気測量)
- 二 作業地域 郡町
- 三 終了年月日 昭和五十五年十二月十五日

鳥取県告示第六十号

昭和五十六年二月一日執行する鳥取都市計画事業鳥取駅前土地区画整理審議会の委員の選挙については、候補者の数が選挙すべき委員の数を超えないため、投票を行わないととしたので、土地区画整理法施行令(昭和三十年政令第四十七号)第二十六条の規定により公告する。

昭和五十六年一月二十三日

鳥取県知事 平 鴻 三

- 次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第二百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十六年一月二十三日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第二号

昭和五十六年第一回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和五十六年一月二十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫

一日時 昭和五十六年一月二十九日(木)午前十一時

二 場所 鳥取市吉方温泉二丁目五〇一番地 久松閣

三 議題 明るい選挙推進鳥取県婦人集会について

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第一号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和五十六年一月二十三日

鳥取県教育委員会委員長 金 田 要

一日時 昭和五十六年一月二十七日(火)午前十一時十五分

二 場所 鳥取市東町一丁目二七一番地

鳥取県教育委員会委員室

三 議題

1 市町村教育委員会教育長の承認について

2 その他